泉南市留守家庭児童会　誓約書兼同意書

Ｆ

　　　年　　　月　　　日

裏面誓約書及び同意書の内容について了承の上、泉南市留守家庭児童会の入会を申請します。

児童氏名等　（※入会申込に兄弟姉妹がいる場合は１通のみで可）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　 |
| 小　学　校 | 　　　　　　小学校 | 　　　　　　小学校 | 　　　　　　小学校 |
| 学年（新学年） | 　　　年 | 　　　年 | 　　　年 |

保護者氏名等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 続　柄 | （　　　） | （　　　） |
| 住　所 | 泉南市　　　　　　　　　　　　　　　　 | 泉南市　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 氏　名 | （署名又は記名押印）　　　　　　　　　　　　　　　　　 | （署名又は記名押印）　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 自宅℡ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 携帯℡ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　 　　　　　　　　 |

※必ず裏面の誓約書及び同意書を熟読してください。

※氏名欄は署名又は記名押印をお願いします。

裏　面　へ

誓　　約　　書

1. 下記の事項に該当する場合は、泉南市留守家庭児童会実施要綱第１３条の規定に基づく入会許可の取り消し（退会）や出席停止の措置をとられても異議はありません。その際は、返金や日割り請求をしません。

①泉南市留守家庭児童会実施要綱第９条に規定する入会基準に該当しなくなった場合

②留守家庭児童会入会申込書、その他提出書類の記載内容に虚偽の事実があった場合

③長期間の欠席がある場合

④無断欠席が続く場合

⑤留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）の滞納が１ヶ月以上ある場合

⑥傷害保険掛金を滞納した場合

⑦留守家庭児童による粗暴行為（他の児童又は支援員等に乱暴な行動危害を加える行為、施設や設備を破壊する行為等）により留守家庭児童会の運営に支障をきたす場合

1. 提出済の留守家庭児童会入会申込書、その他提出書類の記載内容に変更等があった場合は、速やかに教育サービス課に所定の手続きを行います。
2. おやつ代は必ず納入します。
3. 児童の送迎が必要な場合は、保護者の責任で必ず行います。児童の留守家庭児童会への登下校中の安全確保については、児童を適切に指導する等、保護者においてその責任を果たします。
4. 年度途中における退会届、延長保育申請書及び変更申請書の提出については、その退会希望月、延長保育の開始希望月及び変更希望月に応じ、入会案内に記載の期日までに教育サービス課において、手続きを完了します。

同　　意　　書

1. 泉南市教育委員会が入会の可否に係る住民基本台帳の閲覧等を関係各部署に確認すること。
2. 泉南市教育委員会が職場等に就労等の状況を確認すること。
3. 留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）、傷害保険掛金に滞納があった場合は、次の調査・照会を泉南市教育委員会が行うこと。
4. 市税情報（口座振替、勤務先等）
5. 学校給食引落振替
6. 保育料引落調査
7. 預貯金口座の有無、残高
8. 勤務先における勤務状況、給与状況、給与振込口座
9. 留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）、傷害保険掛金に滞納があった場合に、市職員が保護者に直接連絡するほか、自宅及び勤務先に連絡、訪問し、滞納状況及び納付相談を行うこと。

５．入会児童の保育に配慮が必要であると認められるときは、泉南市教育委員会がその児童が在籍し

ている又はしていた保育園所、幼稚園、小学校、泉南市関係部署にその児童の保育の状況や発達

状況について、確認すること。